

退職給付会計における未認識数理計算上の差異 の費用処理年数の変更について

平成18年9月21日
日本公認会計士協会
審査・倫理・相談課

最近の相談事例において、退職給付会計における未認識の数理計算上の差異の費用処理年数について、平均残存勤務期間内の一定年数から一括費用処理への変更や、逆に、一括費用処理から平均残存勤務期間内の一定年数への変更に関する質問が寄せられております。

未認識数理計算上の差異の費用処理年数の変更については、企業年金制度の変更やリストラにより平均残存勤務期間が延長又は短縮した等正当な理由がある場合に限り認められており、正当な理由がない限り、一旦採用した費用処理年数は継続して適用していかなければなりません（会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」第29項及び第30項参照）。

平成14年3月期において、変更理由の妥当性に疑問のある費用処理年数の変更の事例が数社見受けられたことから、当協会は、平成14年10月8日付けでリサーチ・センター審理情報〔No.18〕「退職給付会計における未認識項目の費用処理年数の変更について」を公表し、会員に費用処理年数の変更について正当な理由があるか否か慎重な検討を要請しております。

会員におかれましては、未認識数理計算上の差異の費用処理年数の変更が行われた場合、審理情報〔18〕を踏まえ、当該変更について正当な理由があるかどうか適切な判断を改めてお願いする次第です。

以 上